

# 定款施行細則

## 第1章 総則

(総則)

第1条 本定款施行細則（以下「本細則」という）は、一般社団法人日本脳神経外傷学会定款（以下「定款」という）に基づき、定款の施行及び本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

## 第2章 社員

(社員)

第2条 新たに本法人の社員となるには、まず正会員が常務理事会の定める審査基準に従い、学術評議員の審査申込を行い、学術評議員にならなければならない。

- 2 前項に規定する審査申込みにより学術評議員となり、連続して2期（4年）学術評議員を務めた者であって、審査時において会費の未納が無い者は、常務理事会での審査を経て、理事長の委嘱を受け、本法人の社員となる。
- 3 理事長は、社員に就任する者（第4条による再任を含む）を定時社員総会の議場において報告し、委嘱する。
- 4 前項の規定により社員資格を得た場合であっても、当該学術評議員は、理事長にその理由を上申することにより、社員への就任を辞退することができる。
- 5 社員の任期は、第2項の委嘱を受けた後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前項の任期中といえども、その在任中の年度（本項にいう年度とは、定款第34条に規定する事業年度ではなく、4月1日から3月31日までの学校年度をいう。以下、同じ。）において、満65歳となる日、あるいは満65歳となる予定の日の属する年度に開催される定時社員総会の終結の時に任期満了となる。
- 7 社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員として社員総会を組織し、定款及び本細則並びに法令に従い、必要事項を審議し決議する。

(審査)

第3条 事務局は、前条第2項に規定する要件を満たした学術評議員のリストを作成し、常務理事会に提出し、報告しなければならない。

- 2 事務局は、前項のリストの作成にあたり、会費の未納等を調査し、本法人の社員とするのに不適当と判断した場合には、前条第2項の要件を満たしている場合であっても、当該リストから削除することができる。
- 3 常務理事会は、第1項のリストを受け、承認・不承認の審査を行い、その結果を理事長に報告するものとする。

(特則)

第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、現職の理事3名の推薦状と過去の脳神経外傷に関する業績に関する資料等を本法人所定の審査申込書に添えて、本法人事務局へ提出した者については、常務理事会の審査・承認を経て、理事長の委嘱により、本法人の社員となることができる。

(社員再任候補者)

第5条 社員再任候補者については、事務局において、当該社員再任候補者が常務理事会の定める再任審査基準を満たしているかの確認を行い、社員再任リストを作成の上、任期満了(第2条第5項に定める任期満了をいう。以下同じ。)の1ヵ月前までに常務理事会に提出、報告するものとする。

- 2 事務局は、前項の社員再任リスト作成のため、現任社員に対し、その任期満了の4ヵ月前までに再任の意向調査を郵送又は電磁的方法により行うものとし、再任を希望する現任社員は、再任を希望する旨の回答をしなければならない。なお、意向調査において定められた期日(調査通知より1ヵ月程度の期間を目安とする。)までに、再任を希望する旨の回答がない場合には、当該社員は再任を希望しないものとみなし、社員再任リストから削除することができる。
- 3 前項の場合の他、会費の未納等がある社員、および意向調査を行う年の4月1日現在において満64歳以上の社員については、事務局は、当該社員を再任リストから削除することができる。
- 4 社員再任候補者についても、第1項の社員再任リストを受け、常務理事会において、第3条第3項と同様に再任の審査を行う。

(疑義)

第6条 社員に関して疑義が生じたときは、理事会の決議に基づき処理するものとする。

### 第3章 学術評議員

(学術評議員)

第7条 本法人には、社員となるための前提資格として、学術評議員を置く。

- 2 本法人は、常務理事会の定めるところにより、学術評議員の募集を行うものとし、原則として本法人の正会員たる脳神経外科専門医を対象とする。
- 3 学術評議員の任期は、理事長による委嘱後、最初の4月1日より2年間とし、2年毎に更新の申請を行わなければならない。
- 4 学術評議員は、その任期中、学術集会での発表、あるいは機関誌への論文の投稿など本法人の会務、事業に積極的に参加し、本法人並びに脳・脊髄及び末梢神経系の外傷に関する医学の発展、促進に寄与しなければならない。

(学術評議員の選出情報の公開)

第8条 理事長は、常務理事会の決議により定めた以下の事項を学術評議員の選出が行われる年の1月末日までに、次の各項を含む情報を学会の機関誌あるいは本学会のホームページ上に掲載し、公開するものとする。

- (1) 学術評議員が提出する審査申請用紙の交付請求締め切り期日
- (2) 前項の申請書の受理締め切り期日
- (3) 学術評議員の応募基準、更新基準

(学術評議員の審査)

第9条 事務局は、学術評議員の応募者に関し、常務理事会の定める基準に従い応募書類を確認し、当該審査基準を満たした応募者を常務理事会に報告するものとする。

- 2 常務理事会への報告を経て、理事長は速やかに審査申請者に対して審査の結果を通知しなければならない。
- 3 常務理事会は、第1項の規定にかかわらず、所定の応募基準を満たした応募者であっても、その権限において再度審査を行うことができ、不相当と判断した場合には、学術評議員の審査申込みを却下することができる。

(規定外事項)

第10条 学術評議員に関するその他の事項については、常務理事会の決議により定めるものとする。

## 第4章 年次会長

(年次会長)

第11条 本法人は、社員の中から、年次会長1名を置くことができる。

- 2 年次会長は、本法人の年1回の学術集会を主催する。

(選任)

第 12 条 年次会長（次年次会長、次々年次会長を含む）は、常務理事会の推薦に基づき、社員総会において選任し、会員総会に報告するものとする。なお、年次会長の任期満了により、次年次会長が年次会長に就任するものとする。

(任期)

第 13 条 年次会長の任期は、前年次会長が主催した学術集会の会期最終日の翌日から、当該年次会長が主催する学術集会の会期最終日までとする。

## 第 5 章 学術集会

(学術集会)

第 14 条 本法人は、年 1 回学術集会を開催する。

- 2 年次会長は、学術集会を主催する。
- 3 学術集会において演者として発表する者、司会・座長を行う者は、本法人の会員でなければならない。

## 第 6 章 役員候補の選出

(理事及び監事候補者の選出)

第 15 条 定款第 15 条に定める理事及び監事の選任において、その候補者の選出は社員の投票による選挙によるものとし、選挙の方法等は、理事会において別に定める「役員候補者選出規程」によるものとする。

(社員総会による選任)

第 16 条 前条の規定により選出された理事候補者及び監事候補者は、現任理事及び監事の全員が任期満了（定款第 16 条第 2 項による任期満了は除く）となる定時社員総会において、その選任が承認された場合に本法人の理事及び監事となる。

## 第 7 章 委員会

(委員会)

第 17 条 本法人には、理事会において別に定める「委員会設置規程」に基づき、必要に応じて各種委員会を置くことができる。

- 2 各委員会の具体的任務及びその構成員等については、定款又は細則に別段の定めがある場合を除き、「委員会設置規程」によるものとする。

## 第 8 章 常務理事及び常務理事会

(常務理事)

第 18 条 本法人に、常務理事を置く。

- 2 常務理事の員数は 5 名以内とし、理事会の議場において理事長（当該理事会において新たに理事長が選定された場合には、当該理事長をいう。）が候補者を指名し、当該理事会において指名された常務理事候補者の承認決議を行うものとする。
- 3 常務理事の任期については、理事の任期に準ずるものとする。なお、任期中に辞任等により退任した常務理事の後任として指名された常務理事の任期は、他の現任常務理事の任期の残存期間と同一とする。

(常務理事会)

第 19 条 本法人に、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、理事長 1 名と前条第 2 項の規定により選定された常務理事により構成する。
- 3 年次会長、次々年次会長、次々々年次会長は、理事長からの要請があった場合、あるいは自ら出席を希望した場合には、常務理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、当該常務理事会において、議決権を有しないものとする。

(常務理事会の権限)

第 20 条 常務理事会は、本細則に定める事項及び次の各号に定める議事につき審議し、決議する。

- (1) 年次会長の推薦（次々年次会長、次々々年次会長を含む）
  - (2) 学術評議員の審査・評価、その他学術評議員に関する事項
  - (3) 各委員会の委員長の選任
  - (4) 名誉会員の推薦
  - (5) 社員資格の審査
  - (6) その他、理事会、社員総会に諮るべき会務の運営に関する事項
- 2 常務理事会は、必要に応じて各委員会に対し、業務の報告を求めることができる。
  - 3 常務理事会は、委員会からの報告事項及びその他理事会又は社員総会にて審議す

べき事項を選別し、理事会又は社員総会に上程するものとする。

(常務理事会の開催等)

第 21 条 常務理事会は次の各項にしたがって開催される。

- (1) 理事長が、必要に応じて常務理事会を招集する。
- (2) 常務理事会は、常務理事会構成員の現在数の過半数が出席しなければ、議事を行い決議することができない。なお、審議事項に対し、書面又は電磁的方法により事前に表決をし、または委任状の提出をした場合は、当該表決者又は委任者は常務理事会に出席したものとみなす。
- (3) 常務理事会における議事は、出席常務理事の過半数をもって決する。
- (4) 第 2 号の規定にかかわらず、理事長又は常務理事が常務理事会の構成員全員に対し、書面又は電磁的方法により、常務理事会の決議の目的となる事項を提案し、常務理事会の構成員全員が当該提案に対して同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の常務理事会の決議があったものとみなす。
- (5) 常務理事会の議事録は理事長が作成し、議事録作成者たる理事長が署名又は記名押印し、本法人事務局に保管するものとする。前号の場合も同様とする。

## 第 9 章 事務局及び事務局長

(事務局及び事務局長、事務局長補佐)

第 22 条 本法人には、事務局を設置し、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 総務、庶務、財務会計全般
  - (2) 社員候補者たる学術評議員リストの作成
  - (3) 社員再任候補者リストの作成、意向調査
  - (4) 各種審査における基準要件の調査、報告
  - (5) 会員、社員等への各種通知、連絡
  - (6) 定款、本細則、並びに理事会により定められた各種内規に規定する業務
- 2 事務局には、事務局長 1 名、事務局長補佐若干名を置くものとし、本法人の社員の中から、理事長の指名に基づき、理事会の決議により選任し、または解任する。ただし、事務局長補佐については、必要に応じて、本法人の社員以外の者を任命することを妨げない。
  - 3 事務局長は、第 1 項に定める事務局の処理業務など法人の事務局業務を総括する。
  - 4 事務局長及び事務局長補佐の任期は、理事長たる理事の任期と同一とし、理

事長たる理事の任期満了時に事務局長及び事務局長補佐の任期も満了となる。  
ただし、再任は妨げないものとする。

- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 会 計

(資産)

第23条 本法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業にともなう収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(経費)

第24条 本法人の事業を遂行するために必要な経費は、前条の資産をもって支弁する。

(事業計画、収支予算)

第25条 本法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は、毎会計年度の開始前に理事長が編成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。

(収支決算)

第26条 本法人の収支決算は、毎会計年度終了後に理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。

(会費)

第27条 本法人の会費は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 金 8,000 円
- (2) 賛助会員 金 100,000 円

## 第11章 施行細則の改正

(改正)

第 28 条 本細則の改正は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

附則

(経過措置)

1. 本細則の施行時における役員候補選出委員、社員・学術評議員選出評価委員、幹事は、本細則施行と同時に退任となるものとする。
2. 本細則施行後最初の常務理事は、以下の 5 名とし、理事長及び下記常務理事をもって、常務理事会を組織するものとする。  
常務理事 坂本哲也、富永悌二、中瀬裕之、横田裕行、吉野篤緒
3. 本細則の施行前後における委員会等（常務理事会、幹事会、事務局含む。以下同じ。）の対照は以下のとおりとし、廃止された委員会等の業務は以下のとおり引き継ぐものとする。なお、以下に記載のない委員会等については、本細則の施行後も、存続するものとする。

施行前	施行後	引継委員会等
常務理事会	常務理事会	常務理事会
役員候補選出委員会	(廃止)	
社員・学術評議員選出評価委員会	(廃止)	事務局
幹事会	(廃止)	
事務局	事務局	

4. 上記 3 にかかわらず、本細則施行後の常務理事会の決議により、本細則の変更を要しない範囲において、具体的な引継業務の割り振りを変更することができる。
5. 理事候補者及び監事候補者の選挙は、本細則の施行時に現任する理事及び監事には適用せず、施行後に理事及び監事の改選が必要となるときから適用するものとする。
6. 本細則は、平成 29 年 3 月 10 日より施行する。

平成 22 年 10 月 26 日 一部改正  
平成 23 年 8 月 8 日 一部改正  
平成 23 年 10 月 11 日 一部改正  
平成 24 年 6 月 18 日 一部改正  
平成 27 年 3 月 5 日 一部改正  
平成 28 年 2 月 26 日 一部改正  
平成 29 年 3 月 10 日 一部改正